

訴 状

2016 (平成28) 年5月27日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 宇 都 宮 健 児

同 酒 井 恵 介

同 森 野 嘉 郎

同 石 川 浩 一 郎

同 種 田 和 敏

同 鴨 田 讓

同 樋 川 雅 一

当 事 者 の 表 示

別紙当事者目録記載のとおり

選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金300万円

ちょう用印紙額 金2万円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は，原告に対し，金 300 万円を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 はじめに

原告は，第 47 回衆議院小選挙区選挙（投票日 2014（平成 26）年 1 月 14 日）に立候補しようとした。

しかし，公職選挙法（以下，「法」という。）92 条が選挙立候補者に対して選挙供託金の納付を義務付けており（以下，「選挙供託金制度」という。），小選挙区選出の衆議院議員選挙に立候補する場合は，300 万円の選挙供託金の納付が必要であるところ（同条 1 項 1 号），選挙供託金 300 万円を用意することが出来なかった原告は同選挙へ立候補することが許されなかった。

法 92 条の選挙供託金制度は，立候補の自由（憲法 15 条 1 項）を侵害し，かつ，立候補者資格の「財産又は収入」による差別を禁じる 44 条但書に反する違憲無効なものである。このような違憲無効な選挙供託金制度が今後も廃止されずに放置されれば，日本の議会制民主主義が破壊されることは必至である。

原告は，第 47 回衆議院小選挙区選挙への立候補が許されなかったことに基づく精神的損害の賠償を求める本訴訟を通じ，法 92 条の選挙供託金制度の廃止，議会制民主主義の維持を求めるものである。

第2 当事者（原告）

原告は、2014（平成26）年12月14日投票の第47回衆議院小選挙区選挙に立候補しようとし、同選挙の公示日である同月2日にさいたま市南区役所において同選挙への立候補届を提出しようとしたが、選挙供託金を納付したことを証する供託証明書を提出することが出来なかったために、立候補届が受理されず、同選挙への立候補が許されなかったものである。

第3 選挙供託金制度が立候補の自由，選挙権を侵害し，議会制民主主義を破壊する違憲な制度であること

1 立候補者の立候補の自由，選挙権，議会制民主主義

立候補の自由は、「選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり，自由かつ公正な選挙を維持するうえで，きわめて重要」であるので憲法15条1項により保障される権利である。このことは最高裁判例からも明らかである（最判1968（昭和43）年12月4日大法廷判決（三井美唄炭鉱事件判決））。当該最高裁判例は，立候補の自由を憲法15条1項の保障する「重要な基本的人権の一つ」と認めた上で，「これに対する制約は，特に慎重」でなければならぬと述べ，立候補の自由（権利）の重要性を強調している。

この立候補の自由に関し，憲法44条但書は，国政選挙の立候補資格について「財産又は収入によつて差別してはならない」と定め，財産・収入による立候補者資格の差別を明文で禁じている。

また，立候補の自由は，立候補者の権利・自由を保障するだけのものではなく，国民の選挙権を保障し，国民の権利，自由を確保するための議会制民主主義を維持するものである。すなわち，国民の選挙権，国民による自由か

つ公正な選挙の実施が保障され、議会制民主主義が維持されているというためには、選挙において国民の多様な意思が正確に反映されなければならない。

この点、憲法43条1項が両議院は、「全国民を代表」する選挙された議員でこれを組織すると定めているが、ここでいう「代表」とは、代表者と国民の意思が事実上類似することを意味する（社会学的代表）と考えられている。このことからしても、国民の多様な意思を正確に反映する選挙制度が憲法上要請されていることは明らかである。

そして、選挙において有権者の多様な意思が正確に反映されるためには選挙において多様な政治意見や背景を有する候補者が有権者に提示されなければならない。有権者に多様な候補者を提示するためには立候補の自由の保障、候補者資格の差別の禁止が不可欠なのである。

このように、立候補の自由は、国民の国政参加を保障する選挙権、議会制民主主義の根幹をなす重要な権利である。

立候補の自由が侵害されている場合、選挙人はその立候補者を選ぶ権利（選挙権）を侵害されることになる。また、立候補の自由が侵害される場面では、有権者の意見を正確に反映させることも妨げられることになり議会制民主主義にも抵触することになる。

2 厳格な基準により判断されなければならないこと

立候補の自由が前述のように重要な権利であるとしても一定の場合には制約を課さざるを得ない場面があることは否定できない。

しかし、立候補の自由に対する安易な制約が許されてしまえば、前述のように選挙権が侵害され、議会制民主主義が破壊されて国民の権利、自由の保障が全うされなくなる。

また、憲法が一般平等原則（憲法14条）の他に立候補者資格の財産による差別を禁止し（憲法44条但書）、立候補者資格の財産による差別を徹底して排除していることからしても立候補の自由に対する制約は極力避けなければならない。

したがって、立候補の自由への制約に対しては、厳格な審査基準によって違憲性を判断しなければならない。

具体的には、立候補の自由への制約が、①重要な公共の利益達成のため、②必要最小限かつ合理的な措置でなければ違憲と判断されることになる。

3 選挙供託金制度が違憲であること

(1) 選挙供託金制度について

ア 選挙供託金制度の歴史

わが国の選挙供託金制度は1925（大正14）年に男子普通選挙制が実施された時から始まっている。

この制度が導入された表向きの理由は、売名候補者又は泡沫候補者の立候補を防ぎ、選挙の混乱を少なくし、併せて選挙が誠実厳正に行われる点にあった。

しかし、実質は衆議院議員の選挙供託金が当時2000円と高額（当時公務員初任給が年900円）であったことから明らかなように、無産政党（無産者）の議会への進出を抑制することに真の目的があった（「普通選挙制度成立史の研究」松尾尊兌329頁、330頁（甲1））。

この無産政党（無産者）の議会への進出を抑制することを目的とした選挙供託金制度が戦後においてもそのまま残存し、現在に至っている。

なお、選挙供託金の金額は、現在に至るまでに次々と短期間のうちに値上げが行われてきた。

• 1950 (昭和25) 年		
	衆議院議員選挙 (選挙区)	3 万円
	参議院議員選挙 (選挙区・全国区)	3 万円
• 1952 (昭和27) 年		
	衆議院議員選挙	10 万円
	参議院議員選挙 (選挙区・全国区)	10 万円
• 1956 (昭和31) 年		
	衆議院議員選挙 (選挙区)	10 万円
	参議院議員選挙 (全国区)	20 万円
	参議院議員選挙 (選挙区)	10 万円
• 1962 (昭和37) 年		
	衆議院議員選挙 (選挙区)	15 万円
	参議院 (全国区) 議員選挙	30 万円
	参議院 (選挙区) 議員選挙	15 万円
• 1969 (昭和44) 年		
	衆議院議員選挙 (選挙区)	30 万円
	参議院 (全国区) 議員選挙	60 万円
	参議院 (選挙区) 議員選挙	30 万円
• 1975 (昭和50) 年		
	衆議院議員選挙 (選挙区)	100 万円
	参議院 (全国区) 議員選挙	200 万円
	参議院 (選挙区) 議員選挙	100 万円
• 1982 (昭和57) 年		
	衆議院議員選挙 (選挙区)	200 万円

参議院（選挙区）議員選挙 200万円

参議院（比例区）選挙 1人つき400万円

・1992（平成4）年

衆議院議員選挙（選挙区） 300万円

参議院（選挙区）議員選挙 300万円

参議院（比例区）選挙 600万円

・1994（平成6）年

衆議院議員選挙（選挙区） 300万円

衆議院議員選挙（比例区） 600万円

参議院（選挙区）議員選挙 300万円

参議院（比例区）選挙 600万円

イ 現在の選挙供託金制度

現在の選挙供託金制度では、衆議院（比例区）・参議院（比例区）議員が600万円、衆議院（選挙区）・参議院（選挙区）議員は300万円の納付が候補者の届出をしようとする者に義務付けられている（法92条）。

ウ 選挙供託金制度と立候補の自由（選挙権，議会制民主主義）

選挙供託金制度は、決められた選挙供託金を納付しなければ、立候補を許さない制度である以上、立候補の自由を制約するものである。

選挙供託金を用意できる経済的余裕がなければ、立候補者としての資格を否定されてしまうのであるから、立候補者資格の差別を禁じる憲法44条但書の文言に直接反するものである。

また、原告を含む有権者の選挙権を侵害し、議会制民主主義にも反することになる。

以下、前述の基準に基づき選挙供託金制度が違憲無効な制度であることを述べる。

(2) 選挙供託金制度の目的が①重要な公共の利益達成を目的としたものでないこと

ア 前述のように、選挙供託金制度は、無産政党（無産者）の議会への進出を抑制することを目的に導入され、現在に至るまでその目的のもと、制度が維持・存続されている。

このような目的は、選挙立候補者の財産・収入による差別を禁じている憲法を否定するものであり、公共の利益達成とは全く関係のないものであることは明らかである。

したがって、選挙供託金制度は①重要な公共の利益達成を目的としたものではない。

イ 仮に、制度導入当時の表向きの理由とされていた売名候補者や泡沫候補者のような真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止するという点に選挙供託金制度の目的があるとされたとしても、選挙供託金制度が①重要な公共の利益達成を目的とするものではない。

すなわち、前述のように、選挙においては、多様な政治意見や背景を有する候補者が有権者に提示されることが国民の選挙権の保障、国民の権利・自由を確保するための議会制民主主義の維持において非常に重要である。

そうだとすれば、多様な政治意見や背景を有する候補者を有権者に提示するためには、立候補者がどのような目的を有するかにかかわらず、立候補者の多様性の確保のため、立候補を許さなければならない。

売名候補者や泡沫候補者を排除するか否かも有権者の判断に委ねられなければならないのである。売名候補者や泡沫候補者のような者を排除するか否かを選択する権利・自由も保障されなければ、国民の選挙権が保障されているとはいえず、国民の選挙権が保障されなければ、国民意思の議会への反映、議会制民主主義の維持もなく、国会議員が「全国民の代表」（憲法43条1項）と言うことも出来ないのである。

このように、売名候補者や泡沫候補者を排除しようとする事自体、国民の選挙権を侵害し、議会制民主主義の破壊につながることになる。

また、インターネットの普及等で、高度情報化社会が実現している現在の日本において、選挙において多様で多くの者が立候補することは、前述のように有権者の多様な意見を反映させ、選挙を活性化することはあっても、選挙を混乱に陥れる危険はない。また、いかなるものを売名候補者や泡沫候補者とし、真に当選を争う意思のない候補者というのかは客観的に定義し、判別することは出来ず、選挙実施以前に排除することは不可能なのである。

以上のように、仮に、選挙供託金制度の目的が売名候補者や泡沫候補者のような真に当選を争う意思のない候補者を排除し、候補者の乱立を防止するという点にあったとしても、それは公共の利益の達成を妨げることはあっても、到底、①重要な公共の利益達成につながるものではない。

ウ いずれにしても、選挙供託金制度には①重要な公共の利益を達成するという目的はない。

- (3) 目的達成手段が②必要最小限かつ合理的な措置ではないこと（選挙供託金制度自体が違憲であること）

仮に、選挙供託金制度の目的が重要な公共の利益達成にあるとされることがあるとしても、真に当選を争う意思があるか否かということと、一定の資力を有するか否かとは全く関係がない。選挙供託金を用意するための資力がない者のすべてが売名候補や泡沫候補とは限らないのは当然である。

そのため、立候補をしようとする者に、立候補の届出要件として、一律に選挙供託金の供託義務を課すことは、資力はないものの、真に当選を争う意思がある者の立候補の機会を奪う結果となる。

間接民主制を採用する我が国においては、選挙により選出された国会議員が、国政における意思決定を行うところ、立候補の自由が制約されることは、そのまま選挙権の自由な行使が制約されることになる。

選挙人に対しては、可能な限り多様な意見を有する立候補者から選別する機会を与えるべきであることは前述のとおりである。

そうだとすれば、そもそも、排除に値すべき「泡沫候補」自体が存在するかが疑わしい。安易に、「泡沫候補」という理由で、一定の候補者を排除することは、少数派や社会的弱者の政治参加の機会を不当に制約する危険を生むことになる。

また、売名候補者の排除についても、仮に、売名目的を持つ者が、選挙供託金を失う不利益より、売名による宣伝効果の利益が上回ると考えるならば、その効果は期待できない（本来、売名候補者の排除は、立候補をしようとする者に供託義務を課すことによるものではなく、有権者の投票行動による選別によって実現されるべきである。）。

有資産者が、売名目的で国政選挙や地方選挙に出馬しているとマスコミで取り上げられている事例を見れば、供託義務を課すことが売名候補者を排除することにはつながらないことは明らかである。

このように、売名・泡沫候補者の乱立を防止するために供託義務という経済的制約を課し、資力の有無による選別を行うことは、何等の関連性もなく不当極まりないことである。売名・泡沫候補者の排除を目的として何らかの制約を課すとしても、立候補をしようとする者における真に当選を争う意思の有無がより反映される方法がとられるべきである。その方法としては、例えば、立候補の届出要件として一定有権者数の推薦署名の提出を義務づけるなどの措置がとられるべきである（高橋和之「立憲主義と日本国憲法」有斐閣・290頁参照）。

以上のとおり、仮に、売名候補者や泡沫候補者のような真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止するという選挙供託金制度の目的が重要な公共の利益達成にあるとしても、かかる目的を達成するために、選挙供託金制度を採用することは②必要最小限かつ合理的な措置とはいえない。

(4) 諸外国の例（甲2）

諸外国においても、立候補の自由・選挙権を保障するため、選挙供託金制度を採用せず、また、採用していた選挙供託金制度を廃止している。

例えば、ドイツ、アメリカ、イタリア、フランスにおいて、選挙供託金制度は存在しない（フランスは1995年に約2万円の選挙供託金制度を廃止）（甲2）。

そして、これらの国々において選挙供託金制度の導入の必要とされるような事情が生じたということはない。選挙供託金制度が存しなくとも、選挙の混乱は避けられ、有権者の選挙権の保障、議会制民主主義の維持は図られているのである。

諸外国の例を見ても、有権者の選挙権、立候補者の自由を確保し、議会制民主主義を維持していくため、選挙供託金制度は積極的に廃止されるべきである。

(5) 小括

以上のように、選挙供託金制度には①重要な公共の利益を達成するという目的はなく、また、その手段が②必要最小限かつ合理的な措置でもないことは明らかである。

したがって、選挙供託金制度は違憲無効である。

第4 300万円という選挙供託金額が高額に過ぎ違憲であること

1 はじめに

上記のとおり、選挙供託金制度を採用すること自体が違憲であることは明らかであるが、仮に、選挙供託金制度を採用すること自体が違憲でない余地があるとしても、以下に述べるように、日本の国政選挙（選挙区）における選挙供託金制度（法92条1項1号2号）はその選挙供託金額が300万円と高額に過ぎるので、この点において日本の選挙供託金制度が違憲であることは免れない。

2 より制限的でない他の選びうる手段が存在しないこと

前述のように、立候補の自由が国民の選挙権の保障、議会制民主主義の維持のために必要かつ重要な権利であることからして、立候補の自由に対する制約が許されるか否かを判断する違憲審査基準は厳格でなければならない。

そして、選挙供託金額が高額に過ぎ、立候補の自由を侵害し違憲となるか否かは、より制限的でない他の選びうる手段が存在するか否かにより判断す

べきである（旭川地裁1968（昭和43）年3月25日判決（猿払事件第1審判決）参照）。

3 わが国における貧困と格差の広がり立候補の自由の侵害

(1) 現在の国政選挙における選挙供託金の金額は前述のとおり選挙区選出の選挙で300万円であるが、現在の日本の社会的状況からして明らかに高額に過ぎ、一部の有資産者でなければ、選挙への立候補が許されず、事実上多くの国民の立候補の自由が妨げられている。

以下、この点につき具体的に述べる。

(2) 2014（平成26）年7月15日、厚生労働省が発表したわが国における2012（平成24）年の相対的貧困率は16.1%、18歳未満の子どもの貧困率は16.3%でいずれも過去最悪となっている。また、一人親家庭の貧困率は54.6%となっている。相対的な貧困率とは、「全国民の所得の中央値の2分の1未満の人の割合」をいう。厚生労働省の調査では2012（平成24）年の全国民の所得の中央値は年収244万円ということであるので、貧困に陥っている人は年収122万円未満の人ということになる。相対的貧困率が16.1%ということは、わが国の国民の6人に1人、また人口にすると2042万人が貧困に陥っていることになる。さらに、一人親家庭に至っては2世帯に1世帯が貧困に陥っていることになる。

(3) わが国における貧困拡大の背景には、わが国の脆弱な社会保障制度と非正規労働者・働く貧困層（ワーキング・プア）の拡大がある。わが国の非正規労働者は、約2000万人、全労働者の約4割となっている。また、女性労働者の非正規率は全労働者の5割を超えている。非正規労働者は、正規労働者に比べて賃金も低く、雇用も不安定である。この結果、わが国

では年収200万円以下の低賃金労働者が9年連続で1000万人を超えている(国税庁 長官官房 企画課「民間給与実態統計調査」(2015(平成27)年9月))。このような状況下で2015(平成27)年9月11日、労働者派遣法の改悪が行われたため、今後益々非正規労働者が増えていく可能性がある。わが国には、2015(平成27)年11月現在209万人の完全失業者が存在するが(総務省統計局)、失業保険を受給しているのは、失業者の2割程度であり、失業者の約8割は失業と同時に無収入となっている。

(4) 高齢化社会が進む中で、年金だけでは生活できない高齢者が急増している。2015(平成27)年6月30日には、71歳の年金生活の男性が生活苦のために東海道新幹線の中でガソリンをかぶり焼身自殺をしている。貧困が拡大する中で国民健康保険料を支払うことができない世帯が、2015(平成27)年6月1日現在、336万4023世帯(全世帯の16.7%)に上っていると同時に、保険料の長期間の滞納により被保険者に資格証明書が交付されている世帯が23万4367世帯、短期保険証が交付されている世帯が101万8980世帯に上っており、病気になっても治療を受けることを控える「医療難民」が依然と多い状況にある(厚生労働省 2014(平成26)年保険局国民健康保険課調べ「国民健康保険の財務状況について」)。

(5) 金融広報中央委員会の調査によれば、2015(平成27)年における貯蓄ゼロ世帯は全世帯の30.9%に上っている。約1500万世帯が貯蓄ゼロで生活していることになる。貧困と格差が拡大すれば生活困窮者が増えることになり、生活保護利用者も増加することになる。厚生労働省によれば、2015(平成27)年12月の生活保護利用世帯は163万4

185世帯、生活保護利用者は216万5585人となっている（厚生労働省社会・援護局保護課 「生活保護の被保護者調査（平成27年12月分概数）の結果を公表します」（2016（平成28）年3月2日））。

- (6) 以上の事実から明らかであり、すでに述べていることであるが、公職選挙法が定めている衆議院議員選挙、参議院議員選挙における選挙区300万円、比例区600万円をはじめ高額な金員の納付を定める選挙供託金制度は、貧困と格差が拡大している現状を考えれば、数千万人の国民から立候補の自由という重要な権利を奪うものなのである。

また、障害者、性的マイノリティ等といった社会的少数者の中に経済的弱者が多いことからすれば、現在のような高額な供託金の納付を要件とする選挙供託金制度は、社会的少数者の立候補の自由を奪っているのである。社会的少数者の意見を国政に反映させる機会を奪い、少数者の人権保障を蔑ろにすることは決して許されることではない。

4 諸外国の例（選挙供託金額が日本に比べて著しく低額であること）（甲2）

諸外国においては、選挙供託金制度を採用するものの、立候補の自由・選挙権の保障の観点から選挙供託金を日本に比べて著しく低額に設定している。

諸外国で選挙供託金制度がある国々でも、その供託金の額は、以下のように日本に比べて著しく低い（甲2）。選挙供託金制度を導入している諸外国は、韓国の憲法裁判所の判断と同様、高額な選挙供託金を設定することは国民の参政権（立候補の自由）を制約する結果となることから、選挙供託金の金額を低額に設定しているのである。

・韓国 約135万円（1500万ウォン）

*韓国の憲法裁判所は立候補の際に2000万ウォン（2001（平成13）年当時、約2

00万円)の選挙供託金の納付を義務付けた条項を「国民の参政権を制約する面がある」として違憲決定を下した(ジュリスト1210号195頁(甲3))。

・香港(直接)	約65万円
・香港(職能団体別)	約32万円
・台湾	約67万円
・マレーシア(下院)	約31万円
・シンガポール	約125万7千円
・インド(上院)	約1万7千円
・インド(下院)	約4万2千円
・トルコ	約45万5千円
・ウクライナ(選挙区)	約16万円
・ウクライナ(比例)	1政党約2700万円
・オーストラリア(上院)	約18万4千円
・オーストラリア(下院)	約9万2千円
・ニュージーランド(選挙区)	約2万4千円
・ニュージーランド(比例)	1政党約8万円
・イギリス	約8万円
・カナダ	約10万円
・アイルランド	約6万5千円
・オランダ	1政党約150万円

5 小括

以上の諸外国の例からも明らかなように、選挙供託金制度の存在意義を是認する余地があるとしても、その供託金の金額を低額にすることで十分に目的は達成可能であり、より制限的でない他の選びうる手段が存在しないとは言えないので、選挙供託金制度が違憲であることは明らかである。

第5 結論

以上のように、選挙供託金制度自体、立候補の自由を侵害し違憲である。

また、仮に選挙供託金制度自体が違憲とされないことがあったとしても、その高額に過ぎる供託金ゆえに現行の国政選挙における選挙供託金制度は立候補の自由を侵害し違憲である。

第6 緩やかな違憲審査基準を用いても選挙供託金制度が違憲であること

1 はじめに

仮に、立候補の自由に対する違憲審査基準を緩やかに解され（立候補の自由の重要性からして到底許容されることではないが）、①目的が正当であるか、②手段が合理的関連性を有するか否かで判断されるようなことがあったとしても、以下のように、選挙供託金制度が違憲であることは明らかである。

2 目的に正当性がないこと

前述のように、選挙供託金制度の目的は、無産政党（無産者）の議会への進出の抑止、また、売名候補者・泡沫候補者のような真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止にあるとされる。

しかし、無産政党（無産者）排除の目的が正当と認められる余地はない。

また、前述のように、選挙における多様な政治意見・背景を有する候補者の確保の重要性（国民の選挙権の保障、議会制民主主義（憲法43条1項「全

国民の代表」)の維持)からすれば、売名候補者や泡沫候補者を排除する権利も国民に与えられなければならないのであるから、売名候補者・泡沫候補者の乱立、実際には考え難い選挙の混乱という点を強調したとしても、国民から売名候補者や泡沫候補者を排除する機会・権利を奪う目的が正当と評価されることはあり得ない。

このように、選挙供託金制度の目的が正当ではないことも明らかである。

3 手段に合理的関連性がないこと

国政選挙における選挙供託金制度は、高額な供託金を課しているが、前述のように、真に当選を争う意思があるか否かということと、一定の資力を有するか否かとは全く関係がなく(選挙供託金を用意するための資力がない者のすべてが売名候補や泡沫候補とは限らない。)、また、有資産者の売名目的の立候補の抑止にもつながらない。

このように、高額な供託金の納付義務を課すことは、選挙供託金制度の目的とは一切関連がないのである。

また、前述のような国民の経済状況に鑑みれば、現在の供託金額が高額に過ぎ、数千万人の国民から立候補の自由・権利を奪っている(数千万人の国民の国政への直接参加を妨げている)ことになるが、このような手段が、合理的とは到底言えないことは明らかである。

さらに、前述のように、立候補の届出要件として一定有権者数の推薦署名の提出を義務づけるなどの措置もあり得ることからしても、高額な供託金の納付を義務付ける手段に合理性がないことは明らかである。

以上のように、高額な供託金の納付義務を課すことは、選挙供託金制度の目的達成のための手段として関連性も合理性もないことは明らかである。

- 4 よって、仮に緩やかな違憲審査基準を用いたとしても、選挙供託金制度が違憲であるとの結論は何等変わらない。

第7 国家賠償法1条1項に基づく請求

1 国の立法不作為が国家賠償法上違法であること

(1) 立法不作為が違法となる要件

立法不作為は、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置をとることが必要不可欠であり（要件①）、それが明白であるにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合（要件②）には、国家賠償法1条1項の適用上、違法となる（最大判2005（平成17）年9月14日民集59巻7号2087頁）。

(2) 選挙供託金制度を廃止させる立法措置をとらないことが違法であること

本件で問題となっている選挙供託金制度自体が違憲であることは前述のとおりである。もっとも、国民主権を内容とする現行憲法が施行されたのが1947（昭和22）年5月3日であることから、選挙供託金制度が違憲の状態になったのは同日以降ということになる。

ア 要件①について

国民の自由かつ公正な選挙権行使の保障、議会制民主主義の根幹にかかわる重要な権利である立候補の自由を全うさせるためには、立法府が選挙供託金制度を廃止する立法措置をとることが必要不可欠である。

イ 要件②について

また、現行憲法施行から20年を経過した1968（昭和43）年12月4日の時点では、三井美唄炭鉱事件判決（前出）により、立候補の自由が憲法上の「重要な基本的人権の一つ」であることが最高裁においても確

認されていたのであるから、遅くとも同時点から、選挙供託金制度を廃止する立法措置をとらなければならなかったことが立法府にとって明白となっていた。

このように、少なくとも現在に至るまでの47年以上もの長期間、立法府は、選挙供託金制度廃止の立法措置をとらなければならないことが明白になっていたにもかかわらず、これを正当な理由なく怠っていたのである。

ウ 以上からして、現在に至るまで、選挙供託金制度を廃止する立法措置をとっていない立法府の立法不作為は、国家賠償法上の違法の評価を免れることはできない。

(3) 選挙供託金額の低額化を図る立法措置をとらないことが違法であること
仮に、選挙供託金制度自体が違憲とされないとしても、制度制定時点から選挙供託金が高額に過ぎ、違憲であることは前述のとおりである。

ア 要件①について

そして、国民の自由かつ公正な選挙権行使の保障、議会制民主主義の根幹にかかわる重要な権利である立候補の自由を全うさせるためには、立法府が選挙供託金を低額化する立法措置をとることが必要不可欠である。

イ 要件②について

また、1952（昭和27）年の法改正の際には、選挙供託金を大学進学率が低かった当時の大卒男子初任給（1955（昭和30年）の大卒男子初任給1万2907円）の約10倍にあたる10万円に引き上げていたのであるから、立法府にとって選挙供託金が高額に過ぎることが明白になっていた。仮に、1952（昭和27）年時点において、選挙供託金が高額に過ぎることが立法府にとって明白とまではいえないとされたとしても、

1975（昭和50年）の法改正時点では、選挙供託金を当時の大卒男子初任給（1975（昭和50）年の大卒男子初任給9万1272円）の10倍を超える100万円（参議院（全国区）議員選挙については20倍を超える200万円）に引き上げたのであるから、1975（昭和50）年の時点において、立法府にとって選挙供託金が高額に過ぎることが明白であった。

さらに、1995（平成7）年ころには、選挙供託金制度の違憲性を問題とする訴訟が提起され（神戸地裁1996（平成8）年8月7日判決、大阪高裁1997（平成9）年3月18日判決）、前述のように2001（平成13）年、韓国の憲法裁判所が立候補の際に2000万ウォン（2001（平成13）年当時、約200万円）の選挙供託金の納付を義務付けた条項を「国民の参政権を制約する面がある」として違憲決定を下す状況にあったのであるから、2001（平成13）年時点において立法府にとり我が国の選挙供託金が高額に過ぎることが明白であったことは明らかである。2001年当時、立法府にとり選挙供託金が高額に過ぎることが明白であったことは、2009（平成21）年7月9日に自民・公明・共産・社民各党の賛成多数で選挙供託金を減額する法案が衆議院を通過していたこと（同年7月21日の衆議院解散に伴い廃案）からも明らかである。

このように、現在に至るまでの64年間、2001（平成13）年を基準とすれば15年間もの長期間、立法府は、選挙供託金を減額しなければならないことが明白になっていたにもかかわらず、これを正当な理由なく怠っていたのである。

ウ 以上からして、現在に至るまで、選挙供託金を減額する立法措置をとっていない立法府の立法不作為は、国家賠償法上の違法の評価を免れることはできない。

2 原告の損害

(1) 原告の経歴等

原告は、1960（昭和35）年（略）生まれ、現在56歳である。（略）2015（平成27）年9月からは、個人で学習塾を経営し、小学生から高校生までを対象に英語や数学などを教えている。

(2) 原告が政治活動を始めたきっかけ

原告は、従前、特段自ら主体的に政治活動を行おうと思っていたわけではなかった。しかし、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災とそれに続く原発事故をきっかけに、現在の政治に対する強い疑念と関心を持つようになった。その後、2013（平成25）年末、多くの国民が反対している中、特定秘密保護法が成立したことにより、原告は、現在の政治は、政府の決定と国民の意思とがかけ離れていると強く感じるようになった。それと同時に、原告が暮らしているさいたま市の市議会も何ら市民の意見を反映せず、独自の意見を表明しないと思い、不満を感じていた。そこで、原告は、「ふつうの市民の声を市政に届けたい」、「市民が主役」というスローガンを掲げ、さいたま市の市議会議員になろうと思い、2014（平成26）年に2回ほど市政レポートを自分で作成し、配布したりしていた（甲4の1，2）。このように原告が政治活動を始めたきっかけは、議会が民意を反映していないという点にあったので、原告は、既存の政党には入党せず無所属で活動を始めた。

(3) 第47回衆議院議員小選挙区選挙への立候補

上記のとおり、原告は、さいたま市議会議員を目指して政治活動を開始したが、政治活動を行っていくうちに、国の抜本的な改革のためには国政を変えるべきという考えを持つようになった。そのように考えていた矢先、2014（平成26）年11月に衆議院が解散されたため、原告は、同年12月14日実施の第47回衆議院議員選挙に立候補しようと決意した。その際、原告は、多少は政治について勉強をしていたので、国政選挙の小選挙区に立候補するには300万円の選挙供託金を納めなければならないことは知っていたが、他方、300万円の資金を準備することはできないとも思っていた。

しかし、原告は、実際は選挙供託金を納めなくても立候補させてくれるかもしれないし、立候補して国政を変えなければならないという思いから、立候補の進められた。原告は、同年11月29日に埼玉県庁本庁舎3階の埼玉県選挙管理委員会室にて供託証明書以外の全ての書類の事前審査を受け、立候補届を終えた。ところが、同選挙の公示日である同年12月2日、さいたま市南区役所にある埼玉県第15区小選挙区受付所に立候補のための書類を提出しに行ったところ、担当者から「立候補のための書類は受け取り埼玉県庁に送付するが受理はしない。」と言われた。そして、結局原告は、第47回衆議院議員小選挙区選挙へ立候補できなかった。

(4) 原告の精神的苦痛

以上のとおり、原告は、当初、市政を変えたいという思いから政治活動を行い、やがて国政に関心をもつようになり、第47回衆議院議員小選挙区選挙の立候補に向け、供託証明書以外の立候補に必要な書類を選挙管理委員会に提出した。ところが、その当時、原告はその収入からして300万円を用意することができなかった（甲5の1、2）。そのため、原告は、

選挙供託金を供託できず、結局、立候補することはできなかった。憲法44条が選挙人の資格について「財産又は収入」による差別を禁止していることから、原告は、選挙供託金を供託できなくても立候補できないことはないを期待したが、立候補することができず、原告の衆議院議員選挙への立候補の自由が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには金300万円は下らない。

第8 結語

以上より、原告は、違憲かつ違法である選挙供託金制度の存在により第47回衆議院議員選挙に立候補できなくなり、これによって少なくとも金300万円に相当する精神的苦痛を負った。よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、金300万円の支払いを求める次第である。

証 拠 方 法

証拠説明書(1)記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書(1)	2通
3	甲号証各号	各2通
4	訴訟委任状	1通